

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

串本町（以下、当町）の人口は毎年300人程度減少し続けており、生産年齢人口の減少に加え、2020年からは老年人口も減少に転じている。（※RESASによる）

産業構造的には、漁業を始めとした第1次産業が主体ではあるものの建設業、飲食店や宿泊業といった2次、3次産業もある。串本町商工会によると当町の中小事業者は、1980年代の好景気時に設備投資を行ったが、当時投資した設備の劣化が進んでいる。また、事業者、消費者共に高齢化が進み、新たな試みを実施することが難しく、事業承継も課題である。ただし、その中でも、70歳未満の事業者は投資意欲があり、当町の事業者が申請している持続化補助金も98%は設備投資に回されている。DX化に伴うデジタル機器導入の動きも顕著に出てきているほか、人材不足を補うために設備を導入する事業者も見られる。店舗数についても、創業より廃業の方が多い状況の中、町をあげたバックアップが必要であり、その一環として先端設備等の導入を促進し、中小事業者を支援したい。

※RESASとは：経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民のいわゆるビックデータを集約し、可視化するシステムである。地域経済分析システムともいう。

(2) 目標

中小事業者が継続的に増加するよう、新たな試みを後押しする町を目指す。具体的には、本計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を目標とし、当町の中小事業者による生産性の向上に貢献し、先端設備等の導入を促す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、様々な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業及び設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、串本町全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとし、全業種を対象とする。

串本町内の地場産業の育成や地域経済の発展を図るため、串本町内に事務所又は事業所を有する事業者が行う事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、雇用を不安定にする可能性があるため認定の対象としない。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。